

総会参考書類等の電子提供及びメールアドレス等の確認依頼について

当機構は令和 7 年 6 月に令和 7 年度定時総会を開催する予定です。総会参考資料等は会員の皆様が当機構ホームページの会員サイトにアクセスして閲覧いただくこと(以下、「電子提供措置」という。)を採用しております。電子提供措置の利用には下記項目が必要になるため、確認をお願いいたします。

- ① 会員サイトにログインするための会員 ID 及びパスワードの設定(下記 1)
- ② 議決権行使担当課の電子メールアドレスの登録(下記 2. ②)
- ③ 議決権行使担当課の変更がある場合にはその申し出(下記 3)

電子提供措置の詳細については「総会参考書類等の電子提供措置と議決権行使に関する手続きマニュアル」を当機構ホームページ会員サイトに掲載しておりますのでご確認ください。

当機構ホームページ会員サイト 総会参考書類等(電子提供)

<https://www.kojukyo.or.jp/members/pages/page/about/generalmeetingreports.html>

会員サイトへログインするための会員 ID・パスワードや、議決権行使担当課のメールアドレスの登録に関するお問い合わせ、議決権行使担当課の変更等は下記 URL からご連絡ください。

総会参考書類等電子提供措置の利用に関するお問合せ

<https://forms.gle/1Wn5KPVBef5Z19ev5>

※議決権行使担当課 … 当機構ホームページ会員サイトの「総会参考書類等(電子提供)」に掲載している
会員名簿に記載の「担当部課」です。

1. 総会参考書類等の閲覧について

総会参考書類等は当機構ホームページ会員サイトに掲載します。**会員サイトへのログインには、会員 ID 及びパスワードが必要です。(各会員に付与されています。)**

火災共済委託契約担当課が複数ある場合、皆さんが総会参考書類等を閲覧することができますが、議決権は従来どおり1会員につき1個ですのでご注意ください。

2. 総会開催に際し、次の方法で総会参考書類等の電子提供についてお知らせします。

① ホームページ

総会の 3 週間前までに、当機構ホームページのトップページ及び会員サイトのトップページの「お知らせ」欄にてお知らせします。

② 電子メール

総会の 3 週間前までに、当機構に登録されている電子メールアドレス(オンライン申請システムにログインするための ID として登録されている電子メールアドレスです。)へ、お知らせをお送りします。**議決権行使担当課の電子メールアドレスを登録しているかご確認ください。**

③ 総会招集通知

総会の2週間前までに、書面にて総会招集通知を発送してお知らせします。従来どおり各会員の議決権行使担当課のみ(1会員につき1通のみ)にお送りします。

3. 総会への出欠回答及び議決権の行使について

出欠の回答及び議決権は1会員につき1個です。

2. ①のホームページへの掲載、2. ②の電子メールの送付に当たっては、機構が把握している議決権行使担当課の一覧を併せてご提供します。ご確認のうえ、議決権行使担当課のみ「出欠の回答」及び「議決権の行使」をされますようお願いいたします。

また、議決権行使担当課の変更がある場合には、当機構にご連絡ください。

(注1) 出欠回答書は、総会への出席、欠席にかかわらず、「出欠回答書」に必要事項を記載してご提出ください。

(注2) 「出欠回答書」及び「議決権行使書」は、2. ①のホームページに掲載したものを印刷したものでも、2. ③で通知したものに同封したものでもご利用いただけます。

(注3) 電子提供措置の詳細については、当機構ホームページ会員サイト「総会参考書類等(電子提供)ページをご覧ください。電子提供措置に変えて、書面の交付を請求することが出来ます。

当機構ホームページ会員サイト 総会参考書類等(電子提供)

<https://www.kojukyo.or.jp/members/pages/page/about/generalmeetingreports.html>

【お問い合わせ】

会員サイトへログインするための会員 ID・パスワードや、議決権行使担当課のメールアドレスの登録に関するお問い合わせ、議決権行使担当課の変更等のご連絡は、下記 URL よりお願いいたします。

総会参考書類等電子提供措置の利用に関するお問合せ

<https://forms.gle/1Wn5KPVBEf5Z19ev5>